

熊本県福祉サービス第三者評価結果公表基準（概要版）

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称：慈愛園乳児ホーム (施設名)	種別：乳児院
代表者氏名：園長 潮谷 佳男 (管理者)	開設年月日：1923(大正12)年
設置主体：社会福祉法人 慈愛園 経営主体：社会福祉法人 慈愛園	定員：15 (利用人数)
所在地：〒862-0954 熊本市中央区神水1-14-1	
連絡先電話番号： 096 383 5100	FAX番号： 096 383 5102
ホームページアドレス	https://jiaien-nyujihome.com/

(2) 基本情報

サービス内容(事業内容)	施設の主な行事
乳児院、病児保育、ショートステイ、フォスタリング機関	運動会、季節祝会、一泊旅行
居室概要	居室以外の施設設備の概要
プレイルーム、寝室、観察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、トイレ	病児保育室棟、フォスタリング機関棟、小規模養育棟、洗濯棟

2 施設・事業所の特徴的な取組

- ・熊本市中心部にあるが、自然豊かで広い敷地内をいかして、子ども達の五感に良い刺激になるような養育を心がけている。施設内にはお年寄りから赤ちゃんまで利用者がいるため、ふれ合う機会など設けている。
- ・ケースマザー制(担当制)を行い、基本的信頼関係の獲得の保障を目指している。保育士、看護師、栄養士、心理士、調理師、社会福祉士が協働し養育に関わっている。
- ・昨年度よりフォスタリング機関「養育家庭支援センターきらきら」を立ち上げる。熊本県の里親支援、委託の推進、里親への周知啓発活動を行っている。

3 評価結果総評

特に評価の高い点

1 いのちの安全とこころの安定

慈愛園乳児ホームは南向き平屋建てで明るく、他のどこよりも広い開放的な育児室となっており、かぎ型のその育児室は支援状況を一度に見渡せる構造になっています。家庭環境がやや不安定な乳幼児に、安定した衣食住と笑顔という「普通の暮らし」を提供することにより、固くなっていた子どもの表情は緩んで来て、段々と目も輝いてきます。しかしながら2年間のケアによって、子どものこころがすべて解放されるわけではあり

ません。支援計画が共有され引き継がれて、多角度からのアプローチが続けられています。

2 「もうすぐパパママ教室」の取り組み

子育て支援事業のプログラムに、子どもが生まれる家庭を対象にした「もうすぐパパママ教室」が、年4回実施されています。

内容は「赤ちゃんの抱っこ・授乳方法・沐浴・おむつ交換・着替え等」実施方法の具体的講習を、看護師が行っています。

2020年～2021年はコロナウイルスの影響により、外部からの入室が制限されたため実施されていませんが、2019年は14名の参加者がいました。

利用者は夫婦参加も多く「貴重な体験が出来て、とても役に立った」等の感想が寄せられ、再開の問い合わせもあります。

3 寝かせつけの技術

「『おやすみの歌』を歌う」・「背中をトントンする」・「『寝るよ』と声をかける」などの長年（100年）培われた技があります。午後8時ころには眠り、朝5時ころには、もう起きて遊んでいる子どももいます。昼寝（正午～2時ころ）は重要で、病気に負けない体づくりの基本とされています。

4 養育内容検討のビデオによる職員研修（インリアルビデオ学習）

子どもの支援困難ケースや問題行動（かみつきの偏食・言葉や発達の遅れ等）課題の多い子どもに対して、ビデオに子どもの遊びや行動、職員の養育の様子を撮っています。その後職員会議でビデオを視聴して、グループ討議（3～4人）を行って課題を話し合い、職員の感想や園長の意見等出し合い、総合的な検討が進められています。子どもの養育の実施方法の振り返りや、情報の共有等に役立てる、職員研修の機会を作っています。

5 支援向上のための意見をボトムアップ

30数名の職場でありながら、「保育士」・「相談業務」・「栄養」・「感染症」等の部会があり、トップダウンではない意見吸収の仕組みがあります。

多様な意見を吸収することで多方面からの検討が加えられ、客観的な支援向上につながっています。

6 法令順守

法人には職員による「虐待予防と対応の仕組み」があり、機能しています。「概要の周知・受付窓口・事案への対応・事案の公表」がなされ、透明性が担保され、企業価値を高めています。

7 公正さを目指す人事考課

職員の能力発揮度を、適正に賃金へ反映させる公平な人事制度が、本年度から運用されています。年間・次年度・3年後の目標を作ることが出来、人事委員会の3段階の審査を経て考課されます。職員ごとのビジョンシートでは30余りの研修が示され、「利用者の尊厳」を擁護する自己の将来像を、描くことが出来ます。施設が達成しようとする理念の実現に向けた、能力・貢献度を公正に評価する仕組みとなっています。

改善を求められる点

1 「保健衛生管理マニュアル」の見直し

マニュアルの中には「感染症の原因や症状、予防対策等」記載されていますが、「対応方法の記述」がありません。感染症発生時の子どもの安全確保のため、個々の内容に応じた対応方法の記載と、周知のための見直しが望まれます。

・子どもに発生し易い呼吸器系疾患（RSウイルス感染症・インフルエンザ）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜの）等のマニュアルへの記載の追加と具体的な対応方法等、内容の見直しが望まれます。

2 「目を合わせて授乳」（評価基準）の問題点

夜間勤務は2名であり「目を合わせて授乳」となると、ほかの子どもたちの安全確認が不十分になり、夜間勤務者を増員しないと「評価基準達成」は実現不可能となります。上位機関への問題提起・確認が必要です。

4 第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント（400字以内）

今回の評価ありがとうございました。コロナ禍の中でなかなか計画通り進められなかったことを心苦しく思います。

聞き取り二日間と現場観察の一日は、かなり細かい部分まで聞き取りと観察が行われ、調査員の熱意が窺えました。本園職員も評価の重要性を感じる事が出来たでしょう。

このように日々の仕事が第三者によって評価され気づきとなり、客観性のある仕事とすることによって、私たちは子ども達の声を日々、アドボケイトしていきたいと思えます。

第三者評価結果の公表事項(乳児院)

第三者評価機関名

NPO 法人だれにも音楽祭

評価調査者研修修了番号

S2020182 (17-004) S2020184 (14-005) S18087 (17-001) S18086 (14-004)

施設の情報

名称：社会福祉法人 慈愛園 慈愛園乳児ホーム	種別：乳児院
代表者氏名：潮谷佳男	定員（利用人数）： 15 名
所在地： 熊本県熊本市中央区神水 1 - 1 4 - 1	
TEL：096 - 383 - 5100	ホ ム ペ ー ジ： https://jiaien-nyujihome.com/
【施設の概要】	
開設年月日 1923（大正12）年	
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 慈愛園	
職員数	常勤職員： 26 名 非常勤職員 5 名
有資格職員数	（資格の名称）社会福祉士 4名 / 心理士 2名
	保育士 10名 / 栄養士 2名
	看護師 7名 / 調理師 1名
施設・設備の概要	（居室数） 3
	（設備等） 小規模グループホーム、病児保育棟、フォスタリング機関

理念・基本方針

<理念>

人権の尊重 利用者の人権を尊重し、個人の尊厳に配慮した安全・安心な福祉サービスの提供に努めます。

地域福祉の推進 施設の機能を地域に還元できる組織を目指します。

サービスの質の向上 利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するため、職員の質を高め、同時に職員処遇全般の向上に努めます。

ガバナンスの徹底 事業の透明性を確保し、法令、事業所のルールやモラルを遵守、説明責任を果たします。

<基本方針>

- ・命に対し謙虚になる。

存在として与えられている命に対し感謝し、その命の前で仕事を行っている自覚を持つ。

- ・子ども達の権利擁護者となる。

ワーカーとして利用者の真の代弁者（アドボケイター）となることに努める。

- ・専門者として、常に客観的であれ。

私欲や都合ではなく、常に自分を俯瞰（ふかん）し、正しい判断が出来るように努める。

施設の特徴的な取組

- ・熊本市中心部にあるが、自然豊かで広い敷地内をいかして、子ども達の五感に良い刺激になるような養育を心がけている。施設内にはお年寄りから赤ちゃんまで利用者がいるため、ふれ合う機会など設けている。

- ・ケースマザー制（担当制）を行い、基本的信頼関係の獲得の保障を目指している。保育士、看護師、栄養士、心理士、調理師、社会福祉士が協働し養育に関わっている。

- ・昨年度よりフォスタリング機関「養育家庭支援センターきらきら」を立ち上げる。熊本県の里親支援、委託の推進、里親への周知啓発活動を行っている。

第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和3年8月1日（契約日）～ 令和4年3月30日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成29年度

総評

特に評価の高い点

1 いのちの安全とこころの安定

慈愛園乳児ホームは南向き平屋建てで明るく、他のどこよりも広い開放的な育児室となっており、かぎ型のその育児室は支援状況を一度に見渡せる構造になっています。

家庭環境がやや不安定な乳幼児に、安定した衣食住と笑顔という「普通の暮らし」を提供することにより、固くなっていた子どもの表情は緩んで来て、段々と目も輝いてきます。

しかしながら2年間のケアによって、子どものこころがすべて解放されるわけではありません。支援計画が共有され引き継がれて、多角度からのアプローチが続けられています。

2 「もうすぐパパママ教室」の取り組み

子育て支援事業のプログラムに、子どもが生まれる家庭を対象にした「もうすぐパパママ教室」が、年4回実施されています。

内容は「赤ちゃんの抱っこ・授乳方法・・沐浴・おむつ交換・着替え等」実施方法の具体的講習を、看護師が行っています。

2020年～2021年はコロナウイルスの影響により、外部からの入室が制限されたため実施されていませんが、2019年は14名の参加者がいました。

利用者は夫婦参加も多く「貴重な体験が出来て、とても役に立った」等の感想が寄せられ、再開の問い合わせもあります。

3 寝かせつけの技術

「『おやすみの歌』を歌う」・「背中をトントンする」・「『寝るよ』と声をかける」などの長年（100年）培われた技があります。午後8時ころには眠り、朝5時ころには、もう起きて遊んでいる子どももいます。昼寝（正午～2時ころ）は重要で、病気に負けない体づくりの基本とされています。

4 養育内容検討のビデオによる職員研修（インリアルビデオ学習）

子どもの支援困難ケースや問題行動（かみつきの偏食・言葉や発達の遅れ等）課題の多い子どもに対して、ビデオに子どもの遊びや行動、職員の養育の様子を撮っています。その後職員会議でビデオを視聴して、グループ討議（3～4人）を行って課題を話し合い、職員の感想や園長の意見等出し合い、総合的な検討が進められています。子どもの養育の実施方法の振り返りや、情報の共有等に役立てる、職員研修の機会を作っています。

5 支援向上のための意見をボトムアップ

30数名の職場でありながら、「保育士」・「相談業務」・「栄養」・「感染症」等の部会があり、トップダウンではない意見吸収の仕組みがあります。

多様な意見を吸収することで多方面からの検討が加えられ、客観的な支援向上につながっています。

6 法令順守

法人には職員による「虐待予防と対応の仕組み」があり、機能しています。「概要の周知・受付窓口・事案への対応・事案の公表」がなされ、透明性が担保され、企業価値を高めています。

7 公正さを目指す人事考課

職員の能力発揮度を、適正に賃金へ反映させる公平な人事制度が、本年度から運用されています。年間・次年度・3年後の目標を作ることが出来、人事委員会の3段階の審査を経て考課されます。職員ごとのビジョンシートでは30余りの研修が示され、「利用者の尊厳」を擁護する自己の将来像を、描くことが出来ます。施設が達成しようとする理念の実現に向けた、能力・貢献度を公正に評価する仕組みとなっています。

改善を求められる点

1 「保健衛生管理マニュアル」の見直し

マニュアルの中には「感染症の原因や症状、予防対策等」記載されていますが、「対応方法の記述」がありません。感染症発生時の子どもの安全確保のため、個々の内容に応じた対応方法の記載と、周知のための見直しが望まれます。

・子どもに発生し易い呼吸器系疾患（RSウイルス感染症・インフルエンザ）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜの）等のマニュアルへの記載の追加と具体的な対応方法等、内容の見直しが望まれます。

2 「目を合わせて授乳」（評価基準）の問題点

夜間勤務は2名であり「目を合わせて授乳」となると、ほかの子どもたちの安全確認が不十分になり、夜間勤務者を増員しないと「評価基準達成」は実現不可能となります。上位機関への問題提起・確認が必要です。

第三者評価結果に対する施設のコメント

今回の評価ありがとうございました。コロナ禍の中でなかなか計画通り進められなかったことを心苦しく思います。

聞き取り二日間と現場観察の一日は、かなり細かい部分まで聞き取りと観察が行われ、調査員の熱意が窺えました。本園職員も評価の重要性を感じる事が出来たでしょう。

このように日々の仕事が第三者によって評価され気づきとなり、客観性のある仕事とすることによって、私たちは子ども達の声を日々、アドボケイトしていきたいと思えます。

第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果 (乳児院)

すべての評価細目 (共通評価基準 45 項目・内容評価基準 23 項目) について、判断基準 (a・b・c の 3 段階) に基づいた評価結果を表示する。

評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準 (45 項目)

評価対象 養育・支援の基本方針と組織

- 1 理念・基本方針

		第三者評価結果
- 1 - (1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	- 1 - (1) - 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・「利用者の人権を尊重し、個人の尊厳に配慮」というゆるぎない理念があります。・ホームページ、パンフレットに記載し、休憩室等にも掲示しています。・「砂取校区社協 (民生委員・学校職員等で構成)」にはいつも 50 名程の参加があります。月 1 回会議が開かれ、そこでは園作成の広報誌「わらふ」が配布され、その場で地域の理解を深めて頂いています。・「目的と目標」・「理念と方針」という、それぞれ方向性を表す語彙が入り交ざった状態で使用されていますので、利用者や地域の方々に理解しづらい点も懸念されます。		

- 2 経営状況の把握

		第三者評価結果
- 2 - (1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	- 2 - (1) - 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none">・社会福祉事業全体の動向把握については、「月間福祉」で情報収集を行っています。また、全国乳児委員協議会の研修、情報を適宜取り入れるよう努めています。・前述の「砂取校区社協」で毎月、地域との情報共有を図っています。		

<ul style="list-style-type: none"> ・神水盆踊り、砂取校区祭りに参加します。 		
3	- 2 - (1) -	経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。 <div style="text-align: right;">a ・ b ・ c</div>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営環境については、園長・事務を中心に把握し改善に向けた話し合いを行い、必要に応じて職員会議にて全職員に周知しています。 ・養育支援の内容、組織体制等は3ヶ月に1回の勤務表等会議に議題を持ち寄り組織の体制（勤務、職員体制等）について全職員で話し合い場を設けています。 ・財務状況については法人全体で、コスト削減推進プロジェクトが出来、進めています。フォスタリング機関の運営は、赤字運営です。 ・人材育成、確保については、工夫をしながら行っていますが、課題クリアまでは道のりは長いと感じられているところです。 ・年休は平均10日前後が、取得されています。 		

- 3 事業計画の策定

		第三者評価結果
- 3 - (1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	- 3 - (1) -	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。 <div style="text-align: right;">a ・ b ・ c</div>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画は5年、長期計画は15年ごとに策定されています。 ・築30年超の建物であり、ユニット形式に立て替えて養育環境を整えることが、課題となっています。 		
5	- 3 - (1) -	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。 <div style="text-align: right;">a ・ b ・ c</div>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年事業計画を作成する際に、毎年1月に職員に意見を聞き（アンケート）中長期計画と照らし合わせながら作成しています。 ・病児保育は数値により、達成目標値を設定します。 ・コロナ以前ですと、例年600～800の年間利用があります。 ・家庭的養育推進のための小規模グループ（ももホーム）では、家庭的な風呂・対面キッチン・畳の部屋を満喫できます。 		

- 3 - (2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	- 3 - (2) - 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度計画は年度末、全職員（30名）に意見を聴き、施設長が作成しています。見直しについては、法人の管理の下作成しているために、時間がかかってしまいます。 ・例年大きな修繕工事が加わります。 		
7	- 3 - (2) - 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌「わらふ」4月号に事業計画を記載してあります。園に保護者会はなく、質問等あれば個別に対応しています。 		

- 4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
- 4 - (1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	- 4 - (1) - 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己評価はグループに分かれて職員全体で毎年行っています。結果とb評価とされた点は広報誌「わらふ」に掲載し、改善案も示しています。 ・スーパービジョンの体制を取り、職員からの相談や指導を行うようにしています。 ・養育の自立支援計画（園でいう中長期計画）、月案等はアセスメント、実行、フィードバック、計画と出来るように作られています。 		
9	- 4 - (1) - 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・3年に1度、第三者評価を受け、毎年自己評価を行っています。自己評価結果を基に分析し、職員間で共有しています。 ・「愛想が悪い」という保護者の意見があった場合は、サービス委員会にかけて対応しています。 		

評価対象 施設の運営管理

- 1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
- 1 - (1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	- 1 - (1) - 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は職員の意見を取り入れながら、中長期計画の策定や養育支援の質の向上のために、現場の状況の把握に努めています。 ・今年度BCP作成を行い、平時以外の体制も明確化されました。 ・広報誌「わらふ」に毎号、認識を表明しています。 		
11	- 1 - (1) - 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2年に一度の施設長研修に参加しています。 ・職員による「虐待の予防と対応の仕組み」があり、機能しています。「概要周知・受付窓口・事案対応・事案公表」がなされ、透明性が担保されて、企業価値を高めています。 		
- 1 - (2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	- 1 - (2) - 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画（中長期計画）月案の最終確認は施設長です。 ・保育士部会、栄養士部会、看護師部会、相談部会などの部会を作り、それぞれに、養育・支援の質の向上につながるような話し合いが行われています。 ・「発達」への理解が必要と認識しています。 		
13	- 1 - (2) - 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は施設運営を取り巻く環境を的確に把握するよう努力しています。必要があれば職員会議にて、全職員に知らせ、職員間で話し合う時間等を設けています。 ・年に1回一定規模以上の法人として、外部監査を受けています。その結果を基に改善策を考え、実行しています。 		

・業務軽減の為に ITC システム導入を、検討中です。

- 2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
- 2 - (1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	- 2 - (1) - 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a ・ b ・ c
<コメント> ・人材育成・人材確保は大きな課題となっています。 ・専門職の配置、加算職員の配置を積極的に取り組んでいます。 ・夜間勤務の負担（主に体力）が、人材難の要因の一つと思われます。 ・育児のための時短勤務制度が導入されています。		
15	- 2 - (1) - 総合的な人事管理が行われている。	a ・ b ・ c
<コメント> ・今年度より人事考課が行われています。 ・「人事考課規定」として職員に示し、「人事管理を公平・公正に行う」ことを宣言しています。 ・職員ビジョンシート、目標管理シート、あるべき職員像を示し、評価スケールで判定されます。 ・ボトムアップ方式や、見える化された判定方法は、人事考課の見本となるものです。		
- 2 - (2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	- 2 - (2) - 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a ・ b ・ c
<コメント> ・勤務表等会議で、勤務・労働等に対する意見を抽出するようにしています。 ・有給台帳は個人管理ですが、管理者は取得率などを点検し、就業状況を把握しています。 ・SV 体制をとり、相談・支援などしやすいように適宜面接を行っています。		
- 2 - (3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	- 2 - (3) - 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a ・ b ・ c
<コメント>		

<ul style="list-style-type: none"> ・職員管理目標を、各職員が立てています。 ・職員ビジョンシートで必要な研修一覧等を明示し、職場人生が俯瞰できるようになっています。 		
18	- 2 - (3) - 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月あるいは4月に、職員の希望を基に研修委員会（研修委員、事務、施設長、統括責任者）を開いています。 ・「子どもを中心に物事を考える」職員像が期待されています。 		
19	- 2 - (3) - 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年3月あるいは4月に、職員の希望を基に、研修委員会（研修委員、事務、施設長、統括責任者）を開いています。 ・積極的に研修に参加できるよう、研修委員を中心に見直しをしています。 ・職員個人ごとにビジョンがあり、すべての研修の中から選択できるようになっています。 		
- 2 - (4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	- 2 - (4) - 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修委員が毎年把握し、管理しています。 ・経験年数やスキルに合わせ、研修に参加しています。 ・乳幼児への支援は、重大事故に直結しやすい面があり、仕事に対する厳しさがありません。 		

- 3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
- 3 - (1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	- 3 - (1) - 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援の事業内容の情報は法人の「施設案内」に乳児ホームの理念、基本方針、活動内容が写真入りで紹介されています。 		

<p>その他にホームページ（本年度リニューアルして公開）や機関紙「わらふ」（年2回）に子どもたちの遊び、ハロウィン等の保育内容の様子、行事等、施設の運営情報を公開しています。</p>			
22	- 3 - (1) -	<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設（法人）の透明性の高い経営、運営のために外部の専門家による監査（会計監査）を実施しています。 ・法人内部においては「サービス向上委員会」を作り、メンバー（園長・家庭支援専門員・事務員・外部の大学職員、ボランティアの2名）が年1回集まり、事業内容、課題の解決等の話し合いを行う取り組みがあります。 <p style="padding-left: 2em;">今年はコロナの影響でサービス委員会は実施されていません。</p>			

- 4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
- 4 - (1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	- 4 - (1) -	<p>子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと地域との交流は、子どもの成長や個別の状況に応じて、施設近くの店やコンビニでの買い物体験、小学校、町内の夏祭りなどへの参加等行われています。今年はコロナの影響で外出の制限や、感染予防のため実施されていません。 <p>その他施設内での活動では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「もうすぐパパママ教室」・もうすぐ子どもさんが生まれる家庭を対象に年4回実施（2021年はコロナのウイルスの影響で部外者の入室が出来ず利用者は0です） ・「病児・病後保育」・・・子どもの病気で通園、通学が出来ず、家庭での養育が困難な家族対象の支援（8時～18時迄）を実施（2020・4月～2021・3月迄の利用者32名） ・「ショートステイ・トワイライトステイ」・・・一時的に家庭で養育が出来ない乳幼児を1週間程度預かり養育を実施（2020・4月～2021・3月迄の利用者10人）等の取り組みがあります。 ・園内の施設きらきら（約20名利用可能なスペース）を地域の人達に開放して、地域活動（町内の集会等）交流の場を提供しています。 			
24	- 4 - (1) -	<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a ・ b ・ c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア受け入れの姿勢は「ボランティア受け入れマニュアル」を整備して、内容には登録の申請から職員担当者までが、明示されています。 ・ボランティアは高校生、大学生、社会人と幅広い参加があります。活動内容としては主に乳幼児のケア（抱っこ・絵本の読み聞かせ）や、子どもが身につける食事用エプロン、プール用帽子作り、衣類や寝具の縫製、養育環境の整備（清掃・草取り）等行われています。 		
<p>- 4 - (2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>- 4 - (2) - 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設として必要な関係機関とのリストが整備されており、社会福祉事務所、児童相談所、保育園、病院、学校、等個々の子どもの状態に合わせて、連携して対応出来る様になっています。 ・日常的には、児童相談所との関わりが最も多く、必要に応じて関係機関との会議が実施されています。 ・病院は地域近くの嘱託医（内科・小児科）との連携を取り、子どものケアが出来るようになっています。 		
<p>- 4 - (3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。</p>		
26	<p>- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。</p>	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の福祉向上のため、施設（法人）として校区の会議や、要保護児童対策会議に、園長が参加しています。会議では地域での見守りや援助を必要とする子ども（サポート体制・入所の必要性の有無等）に対する対応方法等の検討を行い、地域の具体的な福祉ニーズを把握する取り組みが、行われています。 		
27	<p>- 4 - (3) - 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。</p>	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人としての公益的な活動は、「もうすぐパパママ教室」「病児デイケア」「ショートステイ・トワイライトステイ」「里親支援」等、地域社会で必要とする活動を、園内の施設のスペースを利用して実施しています 		

評価対象 適切な養育・支援の実施

- 1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
- 1 - (1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	- 1 - (1) - 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの養育支援の取り組みは、統一した支援が出来るように「養育マニュアル」を作成して、全職員に配布しています。職員は何時でもマニュアルを開いて、振り返りや理解を深める事が出来るようになっていきます。 ・マニュアルには、子どものケアの具体的な実施方法や養育方法の注意事項、記録方法、申し送り内容まで、詳しく明示されています。マニュアルは3年に1回見直しが行われ、新人職員の研修にも利用されています。 ・各部会（保育士・看護師・家庭支援専門員・心理士・栄養士等）の勉強会も実施され、全体の共通理解、意識向上に向けての取り組みがあります。 		
29	- 1 - (1) - 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どものプライバシー保護に配慮した職員への取り組みは、入職時に個別的に内容説明を行い、子どもや家族、職員関係者の個人情報漏洩を防ぐための「守秘義務誓約書」を記入して、捺印するようになっていきます。 ・保護者には初回の面談時に「慈愛園乳児ホームのご案内」のパンフレットを使って、プライバシー保護についての説明が行われています。 ・設備面では子どもの着替え（プール遊び等）や排泄等、他人から見られないようなカーテンや仕切り等の、工夫が望まれます。 		
- 1 - (2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	- 1 - (2) - 保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等への乳児院の情報提供は、入園前に「慈愛園乳児ホームご案内」のパンフレット（18×13 cm 6 ページ）を、保護者等に渡しています。パンフレットは、乳児院の紹介や行事、子どもの養育内容等写真や図、絵を使用して分かり易い内容で記載されています。 ・施設見学希望は児童相談所を通して、保護者等の希望に合わせて実施されています。 		

31	- 1 - (2) - 養育・支援の開始・過程において保護者等にわかりやすく説明している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援の開始時は、「慈愛園乳児ホームのご案内」のパンフレット（A4 サイズ 17 ページ）を渡し、面談で家庭支援専門員や職員が対応し、内容を説明しています。 ・パンフレットには、施設の内容説明、電話連絡先、子どもの年間行事、面会のしおり、苦情解決のしおり、子どもの対応承諾書（広報誌への写真掲載・T 等メディアへの出演の許可、不許可等）の確認、健康診断、予防接種の委任状等が掲載されています。 ・具体的な内容は口頭で説明されていますが、今後、説明した保護者等に対して、養育支援開始時の説明内容に関して、同意を書面で確認出来る方法が望まれます。 		
32	- 1 - (2) - 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育支援の家庭への移行は家庭支援専門員、里親に委託した子どもは里親支援専門員が対応し、継続性に配慮した引継ぎは、「発育及び児童状況報告」「病院受診歴」等で行っています。 ・施設を退所した後も相談出来る事を、保護者等に口頭で伝えています。更に「慈愛園乳児ホームのご案内」の中に、状況に応じて相談に対応出来る事を文書で伝えています。 		
- 1 - (3) 子どもの満足の向上に努めている。		
33	- 1 - (3) - 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの満足の向上に向けての取り組みは、子どもたちの養育支援を担当制としています。把握した内容に合った個々の自立支援計画を策定し、中長期の計画の他に、毎月の個人月案で子どもの発達や課題に応じた計画が策定されています。 養育支援の計画内容は園長、家庭支援専門員、心理士、個別対応職員が点検する仕組みです。 		
- 1 - (4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	- 1 - (4) - 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決仕組みは入所の時に保護者等に配布される「慈愛園乳児ホームのご案内」に「苦情解決のしおり」があり、苦情受付から苦情内容の話し合い、解決結果の公表までの流れが 		

<p>伝えられています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情解決責任者に施設長、第三者委員 2 名、苦情受付担当者等の体制が整備されています。 ・苦情があった時（昨年は 0 件）は保護者等に直接経過を説明しています。公表については申し出た保護者等の意向を重視して、プライバシーを配慮した形で行われています。 		
35	- 1 - (4) -	<p>保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。</p> <p style="text-align: right;">a ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等からの相談は、家庭支援専門員を窓口にしてはいますが、他の職員も何時でも対応出来る体制があります。電話での相談がほとんどで（週 1～2 回）内容は「子どもの様子を聞きたい」、「子どもに直接早く会いたい」等の希望が、多く聞かれます。 ・相談内容は「家庭関係調査表」の用紙に時間、対応者、内容等を記録し、ファイルにして保存されています。職員は必要時に、何時でも内容情報を確認できるようになっています。 ・保護者等からの相談等の対応については、「慈愛園乳児ホームのご案内」パンフレットに、「相談等について」の中で伝えています。 		
36	- 1 - (4) -	<p>保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p style="text-align: right;">a ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者等からの相談・意見内容について、職員は傾聴に努め、内容は記録して園長に報告しています。解決に向けたとりくみは、園長、家庭支援専門員、心理士、保育士、事務職員等話し合い、必要な場合は職員会議（月 1～2 回）に提案して組織的に行っています。 ・保護者等からの意見や相談に対する対応方法は、管理規定第 3 条に苦情解決のための規定があります。 		
<p>- 1 - (5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。</p>		
37	- 1 - (5) -	<p>安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。</p> <p style="text-align: right;">a ・ b ・ c</p>
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児は事故を起こしやすく、施設での日常生活での事例は、「かみつき・体のバランスを崩した転倒・テーブルでの打撲等」が発生しています。 ・事例発生時は、「ヒヤリハット・アクシデント」の事故報告書を職員は記入し、情報は全職員が共有出来るように、休憩室に掲示して注意を促しています。 ・「安全管理・事故対応マニュアル」があり、事故レベルを 0（ヒヤリハット）～レベル 4 迄区分して、レベル 2 以上は医療措置、検査が必要な内容になっています。マニュアルの見直しは 3 年に 1 度行われています。 ・職員の実施研修は「心肺蘇生法」「A E D 講習会」が、年 1～2 回消防署に依頼して実施さ 		

れており、他に「リスクマネジメント研修」への参加等が行われています。		
38	- 1 - (5) - 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策は看護師を中心に体制が整備されております。 ・ 外部での病院受診から帰ってきた子どもは、まず入浴して、更衣を済ませた後に保育室に入り、感染予防に努めています。 ・ 子どもの感染症（ノロウイルス等の吐物、排泄物）に対応する嘔吐物処理セット（ガウン・マスク・手袋・ビニール袋・ペーパー・消毒液等）は、感染拡大を迅速に防止するためや夜間帯でもすぐに対応出来る様に、保育室の近くに整備される事が望まれます ・ 感染予防の「保険衛生管理マニュアル」がありますが、「対応方法」の記述がありません。又子どもがかかり易い呼吸器系感染疾患（RSウイルス感染症・インフルエンザ）流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）等の記述の追加等内容の見直しが望まれます。 		
39	- 1 - (5) - 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における子どもの安全確保のための取り組みは、毎月1回の防災避難訓練が実施されています。更に年1回（業者に委託した）消化器の使用方法や消化方法が、消火器を使って訓練されています。 「防災・防犯マニュアル」が整備されており、火災、地震、風水害、防犯等分けて明示されています。 ・ 備蓄はリストを作成し、食料、飲用水、常備薬、介護用品（おむつ等）7日以上備蓄されており、月1回の点検（食品関係は栄養士・薬品関係は看護師が担当）を行い、整備されています。 		

- 2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
- 2 - (1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	- 2 - (1) - 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育支援の標準的な実施方法は、「養育マニュアル」にわかり易く具体的な内容で、整備されています。養育マニュアルは職員に配布されており、日常的に活用出来るようになっています。マニュアルは新人職員の研修にも利用されています。 		

<p>・言葉や体の発達、成長等が遅れている子どもも多く、個々の現状に応じて、継続的な検討が行われています。</p>			
41	- 2 -(1)-	標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・見直しは年に1回、個別の担当保育士、家庭支援専門員、心理士等により支援内容が検討されて、見直しが行われています。</p> <p>・保護者等からの意見や希望は、養育計画の「家庭支援」項目に記入されており、家庭状況把握や課題の見直しにも、活かされています。</p>			
- 2 -(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。			
42	- 2 -(2)-	アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・計画は中長期計画、月案が策定されており、アセスメントに基づき、月の目標が記入されています。自立支援計画は子どもの心身状況や課題に応じて、保育士、看護師、心理士、栄養士、家庭支援専門員等の関係職員と、連携を取りながら合議され策定されています。</p>			
43	- 2 -(2)-	定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・定期的な計画の見直しは3ヶ月に1回行われ、緊急に見直しが必要な時は内容に応じて、担当保育士や家庭支援専門員、関係職員（看護師・心理士・栄養士等）が話し合いを行い、対応しています。</p>			
- 2 -(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。			
44	- 2 -(3)-	子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>・子どもの養育、支援の実施状況の記録は、毎日の「児童記録」に、心身状況（体温・大泣き・ぐずり・咳・鼻水等）等を含めて詳しく記入され、パソコンに記録されており、ネットワークで職員が情報共有できる仕組みです。</p> <p>・記録内容の差異を少なくするための取り組みは、「養育マニュアル」の中で記録について説明し、研修にも利用されています。</p>			

45	- 2 - (3) - 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「個人情報に関する基本方針」や「個人情報の利用目的」に、情報提供の制限、情報開示等の基本事項を、明示しています。 ・子どもの写真の利用に関しては、家族等の意向に沿って行い、退園後の残った子どもが写っている写真は、シュレッダーで破棄しています。 ・個人情報が記録されている文書の保管は、医務室内のカギのかかるロッカーに保管されています。 ・文書の保存期間については、「文書保管規程」に書類関係の保存期間を明示し、保存期限を過ぎたものは、シュレッダーで破棄して情報漏洩を防止しています。 		

内容評価基準（23項目）

「共通評価基準評価対象 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A - 1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A - 1 - (1) 子どもの権利擁護		
A	A - 1 - (1) - 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a ・ c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育基本方針に「子ども達の権利擁護者となる。」「専門家として常に客観的であれ。」と表明されており、子どもの権利擁護に関する施設内外の研修に参加するように努め、年1回施設長による人権擁護についての研修が行われています。 ・全国乳児福祉協議会の「より適切なかかわりをするためのチェックポイント」を活用して職員の関わり方や姿勢について、毎月振り返り検証・確認が行われ、どのような対応が不適切であるのかを職員間で共通理解し、子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいます。 		
A - 1 - (2) 被措置児童等虐待の防止等		
A	A - 1 - (2) - 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a ・ b ・ c
<コメント>		

- ・被措置児童等虐待及び不適切なかかわりの相談、通告、届出、について対応マニュアルが整備され、研修会等で職員に周知、理解が図られています。
- ・普段の職員と子どもの様子をビデオで撮り、子どもへの関わり方や言葉かけ等を振り返り内容について共通理解や意見交換をしながら養育実践に努められています。
- ・不適切なかかわりが起こりやすい状況や場面について職員会議で話し合いや研修を行い虐待や不適切な関わりを起こさないような援助方法を習得するように努めています。
- ・第三者評価（3年ごと）及び自己評価（毎年）を実施しています。

A-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
A-2-(1) 養育・支援の基本		
A	A-2-(1)- 子どものこころによりそいながら、子どもとの愛着関係を育てている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所から退所まで担当養育制(ケースマザー制)をとり、授乳、食事、入浴等可能な限り担当が行っています。個人との関わりを持つ時間を心がけ、例えばケースマザーの方が休みの日に、自宅や買い物に連れて行ったり、お風呂に一緒に入ったりしています。 ・子どもの状態に応じて看護面、養育面、栄養面、家庭面の専門の方も子どもたちと関わりを持ちながらケースマザーと協力し、バランスのとれた養育をしています。 		
A	A-2-(1)- 子どもの生活体験に配慮し、豊かな生活を保障している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な生活リズムは、一人一人の発達や体調に合わせて無理をしないように、見守り育てられています。 ・ホームは、自然環境に恵まれ平屋で日当たりがよく、部屋はワンフロアで仕切りがなく、和の障子を取り付けられ開放的です。 ・天気の良い日は、砂遊び、泥遊び、散歩に出かけ自然と触れ合い、小規模ホーム「ももホーム」の前に菜園があり、野菜の収穫の体験や自然の触れ合いを楽しんでいます。 ・室内では、広間に円形の「サンクンピット」にカラーボールを入れて遊んだり、絵本、お絵かき、模倣遊び等、思い思いに養育者と遊んでいます。 ・新型コロナウイルス感染症で買い物体験ができなくなったので、ドーナツ等を買ってきてホーム内でお店屋さんごっこの体験等をしています。 		

<p>・玩具や衣類は個別化されている物もあるので個人の戸棚があり、取り出しやすい作りになっています。誕生日やクリスマス等に担当養育者が、玩具や衣類を子どもが興味のあるような物をプレゼントしています。</p>		
A	A-2-(1)- 子どもの発達を支援する環境を整えている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月担当養育者が乳幼児養育スケールチェックを行い、月目標を作成しています。 ・入所からアフターケアまでの養育・支援の状況や、家族・関係機関とのやりとりを記録し、子ども一人一人の発達を把握・対応しています。 ・子どもの要求にできるだけすぐに対応する事を心がけ、抱っこして声かけたり、できた事を褒めてあげたり、個々の発達の状態に応じた言葉かけをしています。 ・子どもへの働きかけ、言葉かけ等支援方法を振り返り、自己評価し、支援の成果について話し合い、リーダーや専門家の意見を取り入れて、子どもの発達を支援する環境を整えています。 		
A-2-(2) 食生活		
A	A-2-(2)- 乳幼児に対して適切な授乳を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・授乳は個々に合わせて自立授乳を行っています。月齢や体重増加、哺乳状況、トータル哺乳等、柔軟な授乳の対応を心がけています。又、気持ち良い「快」の状態です。 ・目と目を合わせ優しく語りかけながら、ゆっくりした気持ちで飲ませよう努めています。 ・一人飲みをさせない工夫をされていますが、感染症で隔離があったり、夜勤の時、自立授乳が難しくなり、全体を見守りながら一人授乳が行われることもあります。今後の改善策に期待します。 		
A	A-2-(2)- 離乳食を進めるに際して十分な配慮を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・離乳食の開始時間は、5~6ヶ月、体重7キロ前後を目安とされ、咀嚼(栄養・調理マニュアル参照)、嚥下等個人差に応じて対応されています。「モグモグ、ゴックン」を確認しながら進められ、無理のないように「おいしいね」等、言葉かけをしながらゆっくりとくつろいだ雰囲気、楽しい食事になるように努めています。 ・離乳食を始める際は、アレルギーの有無を確認しながら慎重に進められています。食材開 		

<p>始日は平日の午前中に行い、アレルギー等の症状が出た場合には、病院受診の対応ができるように配慮しています。</p>		
A	A-2-(2)- 食事がおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・木製のL字型テーブルに2名の子どもを座らせ、養育者が対面しながら一緒に食べ、食事の楽しさを共感していましたが、新型コロナウイルス感染症のため現在は一緒に食事できない状況にあります。 ・食器は陶器を使用され温かみがあり、底が平らで安定感や深さもあるので、スプーンで掬いやすく食べやすいように配慮されています。 ・椅子は床に足が着く事で座位が安定し食事に集中できるので、子どもの成長、発達、個人に合わせて足置きや背当てを作成し、子どもが食べやすいように調整されています。 ・食前には養育者が介助しながら、ハンドソープで手洗いをして、消毒が行われています。 ・歯磨きは、1歳半位から朝、夕の歯磨きを開始していますが、開始時期は、発達に応じて歯磨きを嫌がらないように、楽しい雰囲気の中で自然と習慣化されています。 ・食事の量は少しずつ盛り付けて完食した満足感を感じさせ、おかわりの楽しさを味あわせるように配慮されています。 ・季節の行事(正月、ひな祭り、こどもの日、七夕、運動会、クリスマス会等)に合わせて行事食を作り、盛り付けにも子どもが喜ぶように工夫されています。 ・天気の良い日は、戸外(ベランダやグランド、桜の木の下等)で、食事やおやつを楽しんでいます。 		
A	A-2-(2)- 栄養管理に十分な注意を払っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・献立は旬の物、土地の物を使いカロリーと栄養バランスのとれた食品の組み合わせを考えて、栄養士が毎月献立を立てています。 ・毎月1回目の職員会議で、献立の説明と食事に関する連絡事項等を、全職員で話し合い給食会議録に記入しています。 ・入所理由やミルク、食事の状態、アレルギーの有無を聴き取り、子どもの観察を見ながら年間食事計画表を作成し、一人ひとりの子どもに適した食事の提供をしています。 ・畑で季節の野菜を育て、子どもと一緒に収穫したものを食べたり、調理場が見えるのでりんごの皮むきやホットケーキ等を、子どもの目の前で調理して、食べることに興味関心を持てるようにしています。 		
A-2-(3) 日常生活等の支援		

A	A-2-(3)- 気候や場面、発達に応じた清潔な衣類を用意し、適切な衣類管理を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・衣類は保湿性、吸湿性、通気性の良い綿 95～100%を選ぶ等、担当職員が中心となって衣類の準備をしています。一人一人の成長に合わせて動きやすさ、着脱のしやすさ等に配慮し一部個別化し、個人専用の開き戸棚に取り出しやすいように収納しています。衣類係が衣替えや衣類管理をしています。 ・気温調節にも配慮し活動状況に応じて、衣類の調整にも気をつけています。 ・自分で着替えをしようとする子どもには、見守りながら出来ない部分を援助し、出来た時は褒めて一緒に喜ぶように努めています。 		
A	A-2-(3)- 乳幼児が快適に十分な睡眠をとれるよう取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・夏は、風通しを良くして窓を開けて室温 28 度を目安にし、冬場は床暖房で温めエアコンで調整されています。 ・室温の温度は 12 時、18 時、0 時、3 時に確認し寝具の調節や冷暖房器具を取り入れ調整しています。 ・寝具は、保温性、保湿性、通気性の良い木綿の物を使用し、ベビーベットにきちんと入り、薄い布団を使用されています。布団は年間を通して日光消毒し、シーツは、毎日交換し清潔を保たれ快適に睡眠が取れるようにしています。 ・1 歳までの乳児と配慮の必要な子どもについては、敷布団の下に「ベビーセンサー」装置を設置しています。 ・寝室は、調光を利用し寝やすくし、乳児は授乳後に寝かせ、その後、幼児たちは一人一人言葉かけをしてベッドに誘導し「軽くトントン」したり、寝つけない子どもは、抱っこ、おんぶをして眠りにつけるようにしています。 ・睡眠時は、チェックリストに沿って 15 分ごとに顔色、体勢、呼吸の確認をしています。 		
A	A-2-(3)- 快適な入浴・沐浴ができるようにしている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人一人の子どもの健康状態を見ながら、2人体制で安心・安全に配慮しながら、毎日沐浴・入浴をされています。浴槽は、上がり湯と浸かり湯が別になった二層構造の風呂になっており、コミュニケーションやスキンシップが取れやすく、養育者が入浴させやすい構造になっています。 ・脱衣後、ガーゼでやさしく全身の乾布摩擦を行った後、沐浴・入浴が行われています。 ・入浴のバスタオル、ガーゼは、一人ずつ変えて使い、毎回洗濯して清潔が保たれています。 ・一般的なパスタブも設置されており、家庭復帰・里親委託等を考える子どもと、養育者が 		

<p>一緒に入浴しています。又、一般家庭に近い生活体験という事で、小規模ホーム「ももホーム」で家庭的な雰囲気の中で一日過ごし、養育者と一緒に入浴体験もしています。</p>		
A	A-2-(3)- 乳幼児が排泄への意識を持てるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・トイレは明るく、閉鎖感がなく床もやわらかく床暖房が完備されており、排泄へ自然と興味が沸くように作られています。入浴、沐浴室と一緒に部屋になっています。 ・一人一人の排泄状態に合わせてオムツ交換を行い、スキンシップや言葉かけに心がけていきます。 ・オムツ交換が布マットを使用しないで、床の上で直接交換されている場面も見られました。 ・排泄への自立は、個々の排泄リズムを見ながらトイレに誘導し、無理強いしないようにされています。 ・便の状態をトイレ内にあるホワイトボードに記入し(便状の記号)子どもの健康状態を把握し職員間で周知されています。 		
A	A-2-(3)- 発達段階に応じて乳幼児が楽しく遊べるように工夫している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・天気の良い日は戸外遊びを多く取り入れ、近くの公園・県庁等に出かけ身体を動かし、自然の中での体験をさせています。夏はプール遊びや泥遊びを多く取り入れています。 調査当日は、グラウンドにある桜を見に出かけ、花見がありました。 ・室内では、サンクンピットを使いつかまり立ち、よじ登りをして遊んだり、ジャンプをする子どももいます。 ・ブロック、お絵かき、ぬいぐるみ、積み木等で自由に遊んだり、歌を歌ったり踊ったり様々な遊びを経験しながら楽しんでいます。 ・低月齢時には、色がはっきりした玩具、選び握りやすい物を選ぶようにされています。 ・玩具が個別化されている物もあり個別の棚に収納してありますが、危険防止のため自由に出し入れして遊ぶことはされていません。 ・小規模グループ「ももホーム」では、絵本や玩具を自分で選び、自由に遊ぶことができます。 		
A-2-(4) 健康		
A	A-2-(4)- 一人ひとりの乳幼児の健康を管理し、異常がある場合には適切に対応している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時の健康状況記録を月ごとに個人別にまとめ、個々の健康状態を把握されています。 		

<ul style="list-style-type: none"> ・熱記入表に通院時間、病院名、受診等の記入や便ボードの記入等で子どもの様子が一目で把握できるようにしています。 ・看護師を中心に病院の手配を行い、必要に応じて児童相談所と連絡を取りながら、情報を共有しています。 ・囑託医による定期健康診断は、日頃の様子、定期受診の報告、発達輪郭表の報告を行い、看護師が計画して年に2回行われています。 ・予防接種は保護者または児童相談所所長の同意(委任状)をもらった後に、囑託医、看護師が計画を立て行われています。 ・食物アレルギーに対しては、栄養士を中心に慎重に進められ、新しい食材開始の時は病院が空いている時間を考慮しながら行われ、異常が見られた場合には速やかに医師に相談しています。 		
A	A-2-(4)- 病・虚弱児等の健康管理について、日常生活上で適切な対応策をとっている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児や虚弱児等の健康管理は、身体発育の状態、運動発達、情緒面等、日々の健康観察記録を行い、一人一人の健康状態の変化を把握しています。 ・囑託医による定期的、総合的な診察を行い専門家との連携により、乳幼児の健康状態に応じた発達支援プログラムの作成や、支援の実施等行われています。 ・夜間の緊急は、熊本市民病院・日赤と連携しています。 ・受診の間違いないように「病院受診ノート」に書いて大きく張り出され、「看護記録」も全職員が見られるようにしています。 ・服薬管理は、誤飲や飲み忘れがないように、施設手作りのカレンダー式様の薬入れを職員の目に入る位置に設置し、朝・昼・夜と色わけしたカードを使用し、職員2名でダブルチェックをしています。今年度より投薬漏れ防止アラームを取り入れています。 		
A-2-(5) 心理的ケア		
A	A-2-(5)- 乳幼児と保護者等に必要な心理的支援を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別対応職員と共に保護者の支援も視野に入れて、自立支援計画(中長期計画)と月案目標、日々の計画をしています。 ・心理士のみで子どもと関わり、集団遊びの中に入って、子どもの心身状や生活状況を把握しています。 ・保護者の相談に積極的に応じるため、保護者面接や専門的なカウンセリングに努めています。 		
A-2-(6) 親子関係の再構築支援等		

A	A-2-(6)- 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員や心理士が中心となり、保護者の状況・様子に合わせて信頼関係を作り、相談等の対応をしています。 ・児童相談所の許可ができれば、面会は養育参加もしていましたが、新型コロナウイルス感染症のため面会は個別に変更されました。窓越し面会、人数制限、時間30分となったため、保護者との関係が難しくなっています。この状況の中、子どもの成長を報告したり、養育スキルの指導をしたり、保護者との信頼関係づくりに努力しています。又、保護者といろんな場面での出来事を話しながら見守り、相談にも積極的に対応しています。 		
A	A-2-(6)- 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭支援専門相談員は、家庭の意向と施設長の意見を調整しながら家庭復帰スケジュールを作成し、職員への周知、家族との連携に努めると共に、アフターケア計画も作成し、保護者や児童相談所と連携を取っています。 ・面会は、時間内であれば毎日面会することも可能で、面会を通して養育に参加し、親と子どもの関係を育てることを目的とされています。 ・面会、外出、外泊、一時帰宅は、計画チェックリストに設定されています。帰った後に身体的チェック、食欲、子どもの表情を確認し、保護者には子どもとどんなふうに関わりをもったか等、記録を書いて頂き、保護者自身がフィードバックし、保護者と子どもの過ごし方を確認しています。 		
A-2-(7) 養育・支援の継続性とアフターケア		
A	A-2-(7)- 退所後、子どもが安定した生活を送ることができるよう取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭復帰、慈愛園子どもホーム、他施設、里親への入所等、慣らしの時期のタイミングが重要であり、慣らし計画を立て早期に児童相談所に情報を提供しています。 ・退所時に関係者会議を行い地域、児童相談所等とアフターフォローの役割を決めています。 ・子どもの退所先応じて、退所後の生活について家庭訪問や手紙、電話等で様子をうかがっています。又、退所時には手作りアルバムを渡しています。 		
A-2-(8) 継続的な里親支援の体制整備		
A ²¹	A-2-(8)- 継続的な里親支援の体制を整備している。	a・b・c
<p><コメント></p>		

- ・家庭復帰が難しい子どもに対しては、里親委託の検討を児童相談所と連携しながら、体制づくりが行われています。
- ・里親委託は、里親支援専門相談員を中心に家庭支援相談員などと協働し、児童相談所と連携を行い、マッチング(里親マッチング計画書あり)やアフターフォローを進めています。
- ・里親マッチング計画書を作成し、面会・外出・外泊等計画的に進めています。
- ・乳幼児の育児経験がない里親の場合は負担も大きいので、話し合いながら慣らし計画を立てています。
- ・レスバイト(里親家庭が一時的に休息のため)や里親への研修、里親家庭へ訪問や電話相談等支援活動をしています。
- ・熊本県から委託されたフオスタリング機関「養育家庭支援センターきらきら」では、里親に関するサービスを専門的に行う事業で里親支援、委託推進、里親への周知啓発が行われています。

A - 2 - (9) 一時保護委託への対応

A 22	A - 2 - (9) - 一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a ・ b ・ c
------	---	-----------

<コメント>

- ・入所定員に余裕があれば積極的に受け入れを行っています。一時保護委託をきっかけに入所になる事もあります。
- ・受け入れに関しては、入所と一時保護だからと違いはなく、子どもについても丁寧な情報の聞き取りをおこない受け入れが行われ、施設長、家庭支援専門相談員、看護師、栄養士、心理士が対応しています。
- ・子どもの行動観察、身体面の観察、親子健康手帳の確認等、情報は児童相談所にこまめに報告し保護者の情報も確認されています。
- ・健康診断については原則として児童相談所が実施されますが、未実施のまま受け入れる場合もあります。その場合は、嘱託医に相談しながら健康観察を行っています。
- ・アレルギーについては十分な情報がないことが多いので、特に食べ物アレルギーは慎重に進められています。

A 23	A - 2 - (9) - 緊急一時保護委託を受ける体制が整備され、積極的に受け入れを行っている。	a ・ b ・ c
------	---	-----------

<コメント>

- ・緊急時一時委託は、24 時間受け入れるように努力されています。緊急の場合は、その子どもの健康状態等ついて把握できにくい場合もあります。
- ・3 日～4 日の観察期間を実施されています。(隔離に近い形になっています。)
- ・緊急の場合健康診断を受けてこないことが多いので、児童相談所が医療機関に行かれる時に、必要に応じ同席し情報交換をしています。
- ・新型コロナウイルス感染症に対しては抗原検査キットを使用し、事前の行動歴などの情報

も詳しく集めるようにしています。